

第5期対策における知事特認地域について

※第4期対策と変更なし

本県の特認地域は、次のいずれかの地域とする。

- ① 8法地域に地理的に接する農用地（原則として、農林業センサスにおける農業集落の範囲内の農用地）
- ② 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成29年12月18日付け29統計第1169号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)

上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする。

傾斜農用地（田1／100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）

香川県における対象地域



神田(三豊市山本町内)が農林統計上の中間地域(H29~)として追加